

(参考)

分解整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

<分解整備の種類と作業の範囲>

